

## 保税工場許可申請書（C-3200）

「所在地」欄には、許可を受けようとする場所の地番を記載する。ただし、申請者から住居表示を記載したい旨の申し出があった場合であって、かつ、当該許可を受けようとする場所の特定に支障がないと認められるときは、住居表示を記載して差し支えない。

「工場の構造、棟数及び面積」欄には、申請に係る保税工場の部分につき、建物についてはその構造、棟数及びその延べ面積により、土地については土地である旨及びその面積により、水面については水面である旨及びその水面の面積により記載し、原則として、原料蔵置場、製品蔵置場及び作業場に区分して記載する。

なお、対象の建物等が多いいため、申請書に記載することが困難な場合は、棟数及び面積の合計を申請書に記載し、明細については、明細内訳書を申請書に添付して差し支えない。

「保税作業の種類及び内容」欄には、加工、製造の品目及びその加工、製造の方法等について記載する。

「利用の見込み」欄には、申請後1年間における保税原料品の使用見込量、製品の製造見込量及び製品の積戻し見込量について品名、数量、価格の概数を記載する。

### ＜添付書類＞

申請書には、関税法基本通達56-9に規定する書類を添付する。

なお、履歴書に記載する事項のうち、申請者（法人である場合にはその役員、代理人、支配人その他の主要な従業者を含む。）の氏名（カナ、漢字）、生年月日、性別については、CSV形式の電磁的記録を電子メールその他適宜の方法により提出するものとする。